

3

「費用負担能力が低い」こと

交付を受けようとする方の助成の条件は、「負担能力に関する基準の告示」(平成16年1月30日 環境省告示4号)によって下記のように定められています。

1. 個人(事業を行う個人を除く)の場合

- イ (助成金を受けようとする年の前年の所得の額) < (2千万円)
- ロ (助成金を受けようとする年の前年の所得の額) < (対策費用) × 2 ÷ 3 + (2千万円)
- ハ (助成金を受けようとする年の前年の所得の額) < (対策費用) × 2

※所得の額が2千万円以上でも、ロ、ハに該当する場合は助成の対象となります。また、イ～ハのいずれに該当するかで助成できる金額の上限が変わります。

2. 事業を行う個人および法人の場合

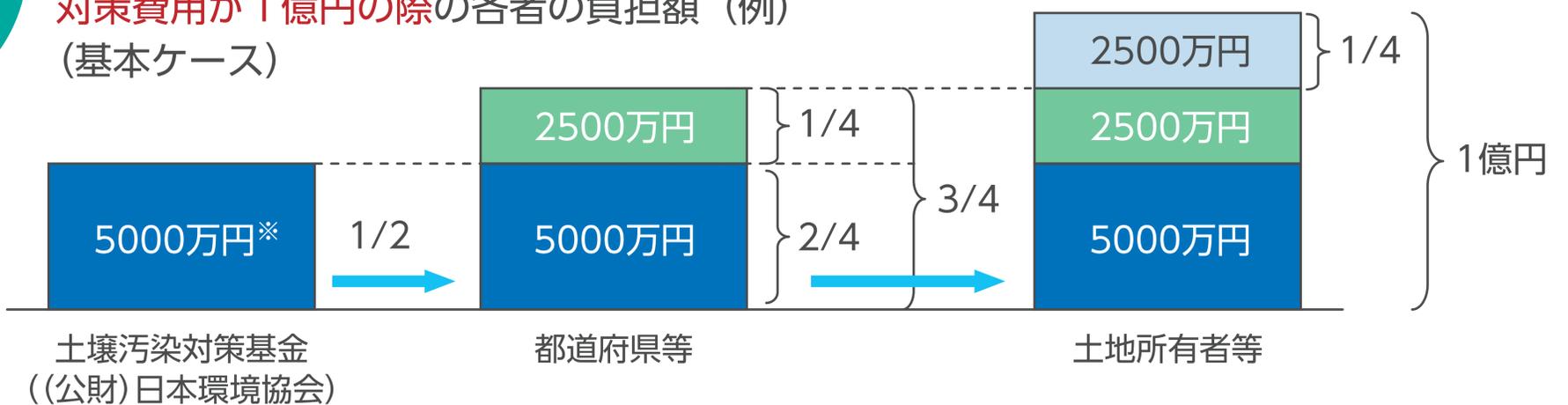
(助成金を受けようとする事業年度の前事業年度の自己資本、正味財産または元入金) < (3億円)

助成金額はどのくらい?

助成金額は土地所有者等の費用負担能力や都道府県等の助成額等に応じて決まります。

例

対策費用が1億円の際の各者の負担額 (例)
(基本ケース)



※土壌汚染対策基金の助成金額は、助成事業により都道府県等が助成する額の 2/3 の額または当該助成の対象となる対策費用の 1/2 の額のいずれか低い額以内です。都道府県等の助成金額は予算状況等により変わりますので、実際の申請の際にご相談ください。

◆助成対象となる事業



※土地所有者等の所得の状況等により変わります。指示措置に要する経費の額が限度です。

助成金についての相談

助成の対象になるか等、電話・面談による相談を受け付けています。

(公財)日本環境協会 土壌環境課 TEL: 03-5829-6894
土地所有者、自治体等、だれでもご利用いただけます。

面談による相談は事前予約制ですので、まずご連絡ください。ホームページ(<http://www.jeas.or.jp/dojo/>)からもお申し込みできます。